

つたわる、つながる情報誌

広報

さがら

Jun 2026

vol.551

6



みどりに薫る、茶摘みの季節

永年の功労をたたえて 厚生労働大臣特別表彰を受賞

令和7年度民生委員・児童委員に対する厚生労働大臣特別表彰で、尾方美和さん（初神）が受賞されました。

尾方さんは、高齢者宅の訪問や児童の登下校の見守りなど相談事を行政につなぐ「パイプ役」として、22年4か月にわたり民生委員の活動をされてきました。令和7年11月30日をもって民生委員を退任されたことに伴い、厚生労働大臣より感謝状が贈られました。

尾方さんは「束の間の22年でしたが、すべては自分磨きの旅でした。関わって頂きました多くの方々に感謝しています」と話されました。



厚生労働大臣特別表彰を受賞された尾方美和さん

企業版ふるさと納税

4月21日（火）、株式会社佐藤（代表取締役佐藤征勝：錦町）から企業版ふるさと納税として5度目となる心温まる寄附をいただきました。

今回の寄附は、相良村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に活用予定です。寄附いただきありがとうございました。



佐藤社長へ感謝状の贈呈

目次

- 2 厚生労働大臣特別表彰を受賞
企業版ふるさと納税
- 3 一番茶初摘み始まる
北小学校茶摘み体験
- 4 相良村振興策に関する熊本県の取組み説明
村営沖原住宅落成式
- 5 むらの話題
- 6 令和7年度 がんばる地域応援事業報告
- 7 新たな防災気象情報の運用について
村道除草作業実施のお知らせと
樹木適正管理のお願いについて
- 8 令和8年度 一般会計予算
- 10 いこい図書
おしらせ
- 12 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について
- 13 行事予定表・小児科在宅当番医・香典返し
- 14 物価高騰生活者支援商品券配布

今月の表紙



今月の表紙は、相良村の特産品である一番茶摘みの1枚です。綺麗な茶畑が広がっており、とても清々しい気持ちになりました。詳しくは3ページに掲載しておりますので、ご覧ください。

今月のちょっとした話題



川沿いの松馬場地区に綺麗なアヤメが咲いていました。毎年地区で丁寧に手入れをされ、約200mにわたり深みのある紫色の花を咲かせみんなを楽しませてくれています。

一番茶初摘み 始まる

四浦地区

特産品であるお茶の一番茶摘みが、四浦地区や川辺地区で始まりました。

山村孝一さん（上四浦）家族は、例年通り4月22日（水）から「さえみどり」の収穫を開始されました。お茶の色を濃くするために被せてあったシートを剥ぎ、可搬式摘採機を使って新芽を収穫。山村さんは「今年は朝晩の気温があまり変わらなかった為、芽がよく伸び、出来がよかった」と話されました。



可搬式摘採機を使って生葉を収穫



川辺川沿いの茶園での作業

川辺（高原）地区

福岡利幸さん（朝迫）家族は、5月1日（金）からお茶の収穫を開始。乗用摘採機2台を使って生葉を収穫されました。収穫したお茶は茶工場に運ばれ、蒸して乾燥を行い出荷されます。

福岡さんは「今年は、霜害の被害もなく順調に育ったので、出来はばっちりです。みなさんにも急須でついだお茶を飲んでもらいたいです」と話されました。



乗用摘採機を使い、生葉を収穫する



収穫された生葉はすぐに茶工場に運ぶ

相良村の特産品を学ぶ 北小茶摘み体験

5月8日（金）、相良北小学校では小学校横の茶畑で、児童2人と「きたっこ元気会」の約20人が茶摘みを行いました。その後、昔ながらの方法で摘み取った生葉を釜炒りし揉む工程を2回繰り返してお茶が完成。「みんなで協力して出来たお茶は苦すぎず美味しいね」とお茶を飲みながら交流を深めました。



茶摘みを行う児童ときたっこ元気会のみなさん



お茶のいい匂いに包まれながらの作業



議員の意見に真剣に耳を傾ける木村知事



吉松村長と議会、村執行部

相良村振興策に関する 熊本県の取り組み説明が行われました

4月23日（木）午後1時から相良村総合体育館1階研修室で令和8年度の相良村振興策に関する熊本県の取り組み説明が行われ、木村敬熊本県知事、吉松啓一村長、永田博人村議会議員はじめ村議会議員、各課長など約40人が出席。木村知事、吉松村長、永田村議会議員の挨拶のあと、県球磨川流域復興局から今年度の取り組み内容の説明と意見交換が行われました。

相良村振興推進本部長の木村知事は「今年度は県の予算12億5千万円を振興策に対して確保している。目に見える形で、村の振興を図っていくことに全力で取り組んでいく」と話され、県の担当者からは、交流拠点施設の護岸工事や国道445号の改良・歩道整備、情報通信基盤整備、基幹林道四浦西線の整備、農地の基盤整備などの取り組み説明がありました。

吉松村長は、「清流川辺川を子々孫々まで残すという村民の願いをくんでいただいて目に見える形で事業を実施していただきたい」と話されました。



吉松村長と木村知事

おきばる 村営沖原住宅落成式が行われました

4月28日（火）、柳瀬字沖原において、村営沖原住宅落成式が行われました。落成式には、吉松村長をはじめ松田三郎県議会議員、緒方勇二県議会議員、永田村議会議員、工事関係者などおよそ20人が出席されました。

沖原住宅は、中堅所得者向けの公営住宅（地域優良賃貸住宅）で、住まいの確保対策の一つとして、4戸整備しました。

吉松村長は、協力いただいた地権者の方や施工業者の方々へお礼を述べるとともに、「人口減少が進む中、分譲地整備や移住定住補助金といった政策の効果が少しずつ現れてきている。沖原住宅は人吉市に近く、上球磨方面へ繋がる県道沿いでもあるため、この場所を選定した。ここを起点の一つに、心通う住み良い村になっていけば」とあいさつ。

村からの事業概要説明後、来賓の方々から祝辞をいただき、テープカットが行われ落成を祝いました。



住宅敷地内で行われた落成式



来賓、施工業者代表によるテープカット

4/14 (火) 同窓会実行委員会
社会福祉協議会に運営費寄付



寄付をされた実行委員会のメンバー

昭和39年度に相良南中学校を卒業した卒業生は同窓会実行委員会を中心に卒業後も定期的に集まり、同級生が顔を合わせる機会を設けてくれました。令和8年3月には最後の同窓会となる「喜寿を祝う会」を開催。この度、役目を終えた同実行委員会の終活として、社会福祉協議会に寄付をいただきました。

この年の卒業生はベビーブームで生徒数も多く、1学年で200人以上が在籍していたそうです。

同実行委員会の豊永守伸委員長（平原）は、「今回の同窓会を人生の一つの区切りとしました。相良村の福祉全般に役立てていただきたいです」と話されました。

4/25 (土) 祈りを込めて
上川阿蘇神社例大祭



神主による祝詞奏上

川辺地区の上川阿蘇神社で春の例大祭が行われ、吉松村長をはじめ地元住民およそ20人が参加されました。上川阿蘇神社は通称「焼ケ山さん」の愛称で親しまれ、なまずの神様として地元の人たちに大切にされてきました。

総代長の尾方喜一郎さん（上川上）は「今年も例大祭を無事終えることができよかった」と話されました。

4/7 (火) 住みよい地域づくりのために
第1回区長会議



活発な意見交換が行われた区長会

ふるさと館で、令和8年度の第1回区長会議が行われ、新年度区長たちが参加されました。

各課の紹介が行われ、村から要望書や相良村がんばる地域支援事業補助金に関することなどを説明。11項目の事項が協議されました。その後、前年度まで区長を務めていただいた方々に感謝状の贈呈を行いました。

今年度の区長会長は、下四浦区長の坂口和良さん、副会長は中央区長の岩本典利さんが務められます。

4/10 (金) 住民の安心のために
相良村消防団正副分団長会議



新体制に移行した相良村消防団

相良村消防団正副分団長会議が相良村総合体育館研修室で行われ、吉松村長や綱木哲郎団長（十島）をはじめ、およそ30人が出席しました。

今年度は、新しく団長に綱木哲郎団長、副団長に岩坂勝之副団長（上川上）、継続で黒肥地孝一副団長（中四浦）が任命され、新体制でのスタートとなります。会議では、今年度の事業計画や消防水利調査など4項目の議題について協議されました。また、消防庁長官や日本消防協会長から受賞がありましたので、ご紹介いたします。

【消防庁長官表彰】 敬称略

永年勤続功労章 東 憲吾（新村）

【日本消防協会長表彰】 敬称略

勤続章 上村 淳（十島） 勤続章 上村 善照（十島）

勤続章 緒方 秀和（松馬場） 勤続章 山内 正和（松馬場）

勤続章 宮田真一郎（上川上） 勤続章 土肥 洋（下四浦）

令和7年度 がんばる地域応援事業報告

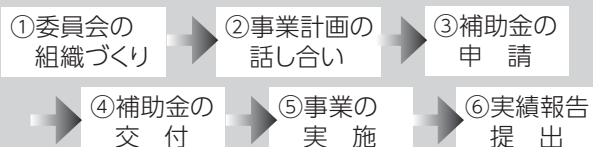
本村では、地域の課題解決や活力を生み出す事業に取り組む行政区単位の住民で組織された団体に対し、補助金を交付(上限 20 万円/団体) しています。令和7年度に活用された事業(活動) は次のとおりです。

団体名	主な事業(活動) 内容	実績額
中四浦区地域づくり地域委員会	公民館裏土手整備	200,000 円
初神区がんばる地域委員会	電気ポット、椅子購入	76,900 円
下四浦区がんばる地域応援委員会	晴山地区内安全対策としての支障木伐採	200,000 円
上川上区地域づくり委員会	飛び出し注意・ポイ捨て禁止看板設置	38,060 円
上川下区がんばる地域委員会	公民館駐車場整備、支障木伐採	199,264 円
松馬場区地域づくり委員会	あやめ街道テーブル製作、テント購入、椅子購入	199,495 円
上園区地域づくり委員会	公民館敷等支障木伐採、火の祈祷周辺整備	174,500 円
永江区地域づくり委員会	ごみステーション横手すり改修、雨宮神社看板修繕	187,920 円
朝の迫地区がんばる地域委員会	農道(私有地) 路肩崩落部分修繕	200,000 円
中央区がんばる地域委員会	構造改善センター横舗装	200,000 円
松葉区地域づくり委員会	妙見神社内立木伐採	200,000 円
新村区地域づくり委員会	上原地蔵堂周辺整備	200,000 円
十島区がんばる地域応援隊	座椅子・カーテン・一輪車購入、網戸張替え等	200,000 円

がんばる地域応援事業について

●支給額(一行政区あたり) 上限 **20 万円**

●事業実施の流れ



※当該補助金は地域の合意形成が必要で、活用するためには要件があります。詳しくは企画商工課企画情報係にお問い合わせください。

☎ 0966-35-1036



上園区地域づくり委員会の活動の様子

令和8年5月から防災気象情報が新しくなります

国土交通省水管理・国土保全局と気象庁は、令和8年5月29日(金)から新たな防災気象情報の運用を開始します。

この新たな防災気象情報では、河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮の警報などを、避難行動に対応した5段階の警戒レベルと整合させ、災害発生の危険度に応じたレベルの数字を名称に含めて発表します。レベル5に相当する河川氾濫の特別警報や警戒レベル4に相当する危険警報も新たに開始するなど、現行の大雨警報・注意報などが大きく変わります。

レベル3警報やレベル4危険警報が発表されたら、相良村からの避難指示等に十分留意いただくとともに、大雨で危険度が高まった地域が地図で表示される「キキクル」や河川の水位情報を参照して、危険な場所にいる方は早めの避難を心がけてください。

気象庁ホームページに設けた特設ページ※では、新たな防災気象情報に関する様々な資料を掲載しています。これらの資料を参考に、情報が発表された際にどのような行動をとるか、ご家庭や企業・組織内であらかじめ決めていただくようお願いします。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

※新たな防災気象情報に関する特設ページ:

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keiho-update2026/index.html>

【問い合わせ】 総務課行政係 ☎ 0966-35-0211 (直通)



村道除草作業実施のお知らせと樹木適正管理のお願い

1. 令和8年度村道除草作業の実施について

今年度の村道除草作業について、下記のとおり5月から実施しています。

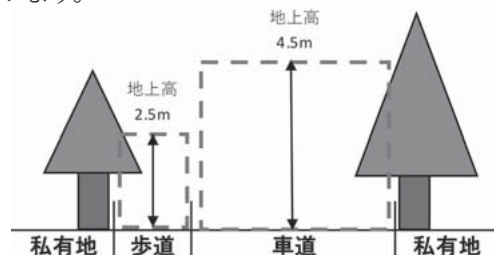
①四浦・川辺・深水地区

- ・実施期間 令和8年5月上旬～11月下旬
- ・委託業者 相良村森林組合

②柳瀬地区

- ・実施期間 令和8年5月上旬～令和9年3月下旬
- ・委託業者 相良村シルバー人材センター

※実施期間は予定であり、事業の進捗により変更となる場合があります。



2. 私有地内の樹木等の適正管理及び誤伐採防止へのご協力 のお願い

道路に隣接する私有地内の樹木の枝等が道路にはみ出したり、道路側への倒木により通行の支障となるおそれがあります。これらの樹木等は、土地所有者の方に所有権があるため、原則、緊急の場合を除き、村で伐採等を行うことができません。

特に、建築限界(※右図参照)を侵した樹木等が原因で事故が発生した際には、所有者に責任を問われることがありますので、伐採・剪定を行い適正に管理をお願いします。

また、村が委託した除草業者が誤って沿道の私有樹木を伐採することがないように、樹木に印を付けておく等、誤伐採防止にご協力をお願いします。

3. 伐採・剪定作業を行う際の注意事項

- ・付近に電線や光ケーブルがある場合は、危険を伴う可能性がありますので、事前に役場や電気事業者、通信事業者にご相談ください。
- ・作業を行うときは、車両や歩行者への安全に配慮し、樹木やはしごからの転落等に十分注意してください。

建築限界とは

・車両や歩行者の安全通行を確保するために、車道上空4.5m、歩道上空2.5mの範囲内に樹木等の障害となるような物を置いてはいけません。(道路構造令第12条)

※上図点線枠内が建築限界範囲

【問い合わせ】 建設課管理係 ☎ 0966-35-1035 (直通)



村の会計の基本となるのが一般会計です。村税収入や国・県からの交付税などを財源とし、福祉の充実や道路整備など村の基本的な政策などに使う経費となります。

令和8年度一般会計当初予算の予算総額は、55億7,797万3千円で、前年度に比べ1億7,708万5千円の減額となりました。

主な予算額

総務費	一般管理費	2億3,831万円
	企画費	2億7,351万1千円
民生費	社会福祉総務費	5億2,220万円
	老人福祉費	3,939万円
	障害者福祉費	2億46万8千円
	児童措置費	2億8,932万1千円
衛生費	保健衛生総務費	1億6,146万2千円
	塵芥・し尿処理費	1億649万6千円
農林水産業費	農業総務費	5,662万3千円
	農業振興費	1,328万1千円
	農業経営基盤強化促進対策事業費	1,251万4千円
	農村整備事業費	1億4,881万7千円
	公有林整備費	5,452万7千円
	林道維持費	1億525万1千円
商工費	森林管理道開設事業費	2,250万円
	観光費	7,898万9千円
	交流拠点施設整備事業費	5億369万7千円
土木費	道路維持費	2,867万4千円
	道路新設改良費	1億9,222万6千円
消防費	橋梁新設改良費	3,900万円
	非常備消防費	3,155万2千円
	防災対策費	1,535万2千円
教育費	都市防災総合推進事業費	2億7,853万9千円
	学校管理費(小学校)	7,562万9千円
	(中学校)	3,935万1千円
	共同調理場管理費	6,307万円
	体育施設費	2,395万6千円
災害復旧費	林業施設災害復旧費	2億482万9千円

川辺川魅力創造事業・ 交流拠点施設整備事業費 2億7,206万円



現在整備中の交流拠点施設川辺川魅力創造事業として、廻り地区に新たな地域交流の拠点となる施設を整備しています。秋頃に一部供用開始する予定です。

義務教育学校基本計画業務委託費 3,845万円



令和9年度開校予定の義務教育学校「相良学園」の耐力度調査を含めた基本計画の策定を行います。

用語の説明

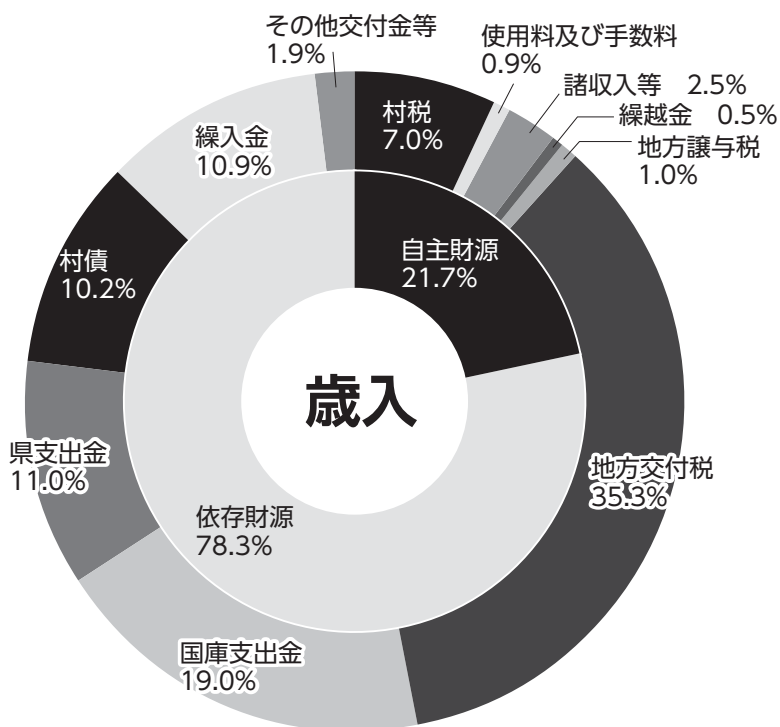
- ◇村税……………村民の皆さんから納めていただく税金や会社の法人税など
- ◇繰入金……………各種基金などから一般会計へ繰り入れるお金
- ◇地方譲与税……手続き上、国税として納税されている税金で、その全部または一部が、一定の基準で地方公共団体に譲与されるもの。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税など
- ◇地方交付税……いったん国税として納められた所得税、法人税、酒税、たばこ税を一定の基準に基づき、地方公共団体の財政力に応じて交付されるお金
- ◇国庫支出金……国が地方公共団体に対してその経費(教育、社会保障、公共事業など)の全部または、一部に充てるために交付される負担金や補助金
- ◇県支出金……村が行おうとする事業に対して県から交付される使い道が決まっているお金
- ◇村債……………事業を行うために借り入れるお金

令和 8 年度相良村一般会計当初予算

55 億 7,797 万 3 千円

歳入

村税	3 億 8,851 万 8 千円
使用料及び手数料	4,925 万 5 千円
諸収入等	1 億 3,724 万 3 千円
繰越金	3,000 万円
地方譲与税	5,393 万円
地方交付税	19 億 6,629 万 9 千円
国庫支出金	10 億 5,722 万 4 千円
県支出金	6 億 1,300 万 5 千円
村債	5 億 7,140 万円
繰入金	6 億 539 万 7 千円
その他の交付金	1 億 570 万 2 千円
合計	55 億 7,797 万 3 千円

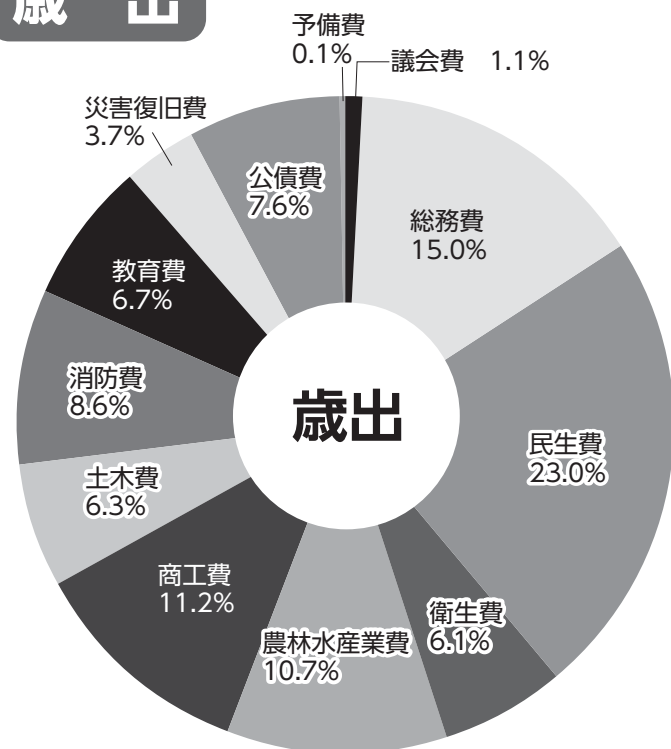


村税の構成

村民税	1 億 4,550 万 3 千円
固定資産税	1 億 9,016 万 2 千円
軽自動車税	2,078 万 9 千円
市町村たばこ税	3,120 万円
入湯税	86 万 4 千円

自主財源	12 億 1,041 万 3 千円
依存財源	43 億 6,756 万円
合計	55 億 7,797 万 3 千円

歳出



議会費	6,148 万 7 千円
総務費	8 億 3,573 万 1 千円
民生費	12 億 8,034 万 2 千円
衛生費	3 億 3,867 万 6 千円
農林水産業費	5 億 9,711 万 7 千円
商工費	6 億 2,451 万 7 千円
土木費	3 億 5,390 万 5 千円
消防費	4 億 7,835 万 9 千円
教育費	3 億 7,435 万 1 千円
災害復旧費	2 億 493 万 9 千円
公債費	4 億 2,354 万 9 千円
予備費	500 万円
合計	55 億 7,797 万 3 千円

特別会計

国民健康保険	5 億 3,302 万 7 千円
介護保険	7 億 8,164 万円
後期高齢者医療	8,814 万 6 千円

事業会計

簡易水道	4 億 5,448 万 5 千円
農業集落排水	4 億 870 万 2 千円

※差引額およびパーセントは、端数処理の関係で合わない場合があります。

相良村・子どもにおすすめ100冊の本の紹介

「相良村・子どもにおすすめ100冊の本」を令和6年4月に改訂しました。
その中から新しく選定された本を紹介します。

○ No.67「北里柴三郎」

たからしげる/文 立花まこと/絵 あかね書房

現在の千円札に描かれている北里柴三郎は、熊本県阿蘇郡小国町出身の世界的な細菌学者です。

長い歴史のなかで苦しめられてきた感染症を克服するためにドイツに渡り、細菌の研究に打ち込みました。その成果により多くの人々の命を救い、公衆衛生を改善しました。医学への熱い情熱と功績により「近代医学の父」と称えられています。



○ No.97「遠野ものがたり」

宗任雅子/文 森田幸子/絵 PHP研究所

原作は、民俗学者・柳田国男が遠野に伝わる民話を聞き取り、記された名作「遠野物語」です。今回は『遠野物語』の中から、「オシラサマ」「ザシキワラシ」「マヨイガ」「大津波」…など7つのお話をとり出し、読みやすくした「遠野ものがたり」を紹介します。

この本は、摩訶不思議なお話がモノクロのさし絵によって、さらに想像力を掻き立てます。書名は知っていたが、読んだことがなかったという人も、ちょっと不思議な言い伝えの民話を読んでみませんか。民衆に伝えられた切ない思いや信仰、温かい感情がほのぼのと伝わってきます。何度も読み返して楽しみたい一冊です。



ご利用について質問があれば、各学校へお問い合わせください。

南小: 富久 ☎ 0966-35-0009 北小: 東 ☎ 0966-36-0122 中学校: 鶴口 ☎ 0966-35-0050
総合体育館にも図書コーナーがあり、本を借りることができます。ぜひご利用ください。

6月 年金相談会の開催

完全予約年金相談会を人吉市・球磨郡で毎週2回開催。

年金の専門家・社会保険労務士があなたの疑問にお答えします。

●多良木町多目的研修センター
(水曜日) 6月10日、24日

●人吉市役所 (月曜日)
6月1日、8日、15日、22日、29日

●錦町総合福祉センター
(水曜日) 6月3日、17日

【申込・問合せ】
八代年金事務所予約担当
☎ 0965-13516123
または 保健福祉課 国保係
☎ 0966-13511032

おしらせ

ご存知ですか?
障害者雇用制度

障害者の法定雇用率が引き上げになります!

従業員が一定数以上の規模の事業主には、従業員に占める障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります(障害者雇用制度)。今後、段階的に引き上げられ、対象となる事業主の範囲も広がります。障害のある方が1人でも多く働く場が得られるよう、事業主の皆様のご理解とご協力をお願いします。

現行2.5%(対象事業主の範囲40.0人以上)
令和8年7月〜2.7%(対象事業主の範囲37.5人以上)
【問合せ】
ハローワーク球磨
☎ 0966-12418609

労働保険のお知らせ

令和8年度労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、6月1日(月)〜7月10日(金)です。
年度更新のお手続は「電子

申請をぜひご利用ください！
窓口には並ばず、インターネット
上で簡単・便利に手続きがで
きます。

【年度更新申告書は、5月末頃
に発送予定です】

○年度更新の時期は窓口が大
変混み合います。自宅やオ
フィスから待ち時間不要で、
いつでも手続き可能な電子申
請がオススメです！

○保険料を電子納付により納
付することが可能です。電
子申請と電子納付を利用し
た場合、全てインターネット
上で手続きを完了させるこ
とができて便利です！

○労働保険の電子申請に関す
る詳細は特設サイトへ！

【問合せ】
厚生労働省・都道府県労働局・
労働基準監督署



年度更新申告書
書き方パンフレット



労働保険電子申請
特設サイト

**労働保険の「電子申
請」に関するお知らせ**

労働保険のお手続きは「電
子申請」をぜひご利用くださ
い！自宅やオフィスから24時
間いつでも申請や届出が可能
です。また、労働保険料の納
付は口座振替や電子納付が便
利です。

○労働保険の電子申請手続は
「e-Gov」(<https://shinsei.e-gov.jp/>)から行うこと
ができます。

○労働保険関係手続（一部手
続を除く）は、GビズID
を利用して手続することが
できます。

○労働保険の電子申請に関す
る詳細は特設サイトへ！

【問合せ】
厚生労働省・都道府県労働局・
労働基準監督署



電子申請手続
e-Gov



労働保険電子申請
特設サイト

**特設人権相談所開設
のお知らせ**

「人権擁護委員の日」をご
存じですか。6月1日は、人
権擁護委員法が施行された日
です。全国人権擁護委員連合
会では、毎年6月1日を「人
権擁護委員の日」と定め、こ
の日を中心として特設の人権
相談所を開設するなど、一層
の人権尊重思想の普及高揚に
努めることとしております。

相良村には、相良村長から推
薦されて、法務大臣から委託
を受けた人権擁護委員がいま
す。相談は無料で、秘密は守
られますので、お気軽にご相
談ください。

日時：令和8年6月1日（月）
場所：相良村ふれあいセン
ター

費用：無料
対象者：相良村在住の方

【問合せ】
相良村役場 保健福祉課
☎0966-35-1032

**熊本県内一斉消費者
トラブル相談の日**

消費者月間である5月に

は、全国各地で消費者問題に
関する啓発・教育等の各種事
業が行われています。熊本県
においても消費者月間事業の
一環として「熊本県内一斉消
費者トラブル相談の日」を実
施します。

実施日時：令和8年5月29日
（金）午前9時～午後5時
相談窓口：
人吉市消費生活センター
☎0966-22-2111
相良村役場保健福祉課
☎0966-35-1032

**ワンストップ就労相
談窓口・ジョブカ
フェ（無料）**

人吉・球磨地域の人材確保・
マッチングのため、ジョブカ
フェ・球磨ブランチは、事業
所・求職中の方々の支援をし
ています。就労に関するどん
なことでも、お気軽にご相談
ください。

■対象者：求職、転職希望の
方、採用活動中の事業所ど
なたでもOK！年齢制限な
し。（事業所・求職者本人・家
族・学校の先生）

■開所時間：月曜日～金曜日

（10時～17時）土・日・祝日
は休み（予約優先）

【問合せ】
ジョブカフェ・球磨ブランチ
☎0966-22-0555
■住所：〒868-0072
人吉市西間下町86-1 球磨
地域振興局3階



■6月出張相談会日程（熊本県民の方なら全ての会場で利用できます。）

開催日	時間	開催場所
6月10日	10:00～12:00	湯前町コミュニティ施設（旧ユノカフェ）
6月17日	10:00～12:00	あさぎり町ポッポ一館2階和洋室
6月19日	13:15～15:00	ハローワーク球磨会議室（面接セミナー）
6月25日	10:00～12:00	多良木町多目的研修センター1階管理室

九州一斉住宅用火災警報器普及啓発キャンペーンを実施します！

命を守る『住宅用火災警報器』設置してありますか？点検してありますか？

◆キャンペーンの目的

この運動は、住宅用火災警報器の設置がすべての住宅に義務化されて今年の6月で15年が経過したことから、設置の推進と適切な維持管理を周知し、住宅火災による被害の更なる軽減を目的として、九州一斉に実施する啓発活動です。

このキャンペーンを機に、あなたの家の住宅用火災警報器を確認してみましょう！

◇啓発期間

5月25日から6月8日

【問合せ】人吉下球磨消防組合消防本部 予防課

☎0966-22-5241

海上保安庁職員募集案内

1. 海上保安学校学生採用試験(2027年4月採用)

高卒程度

(1) 受付期間

7月10日(金)～7月23日(木) ※インターネット受付

(2) 試験日

第1次試験日…

9月27日(日)

第2次試験日…

10月20日(火)

10月29日(木)

最終合格発表日…

11月24日(火)

(航空課程を除く)

第3次試験日…

12月5日(土)～12月15日(火)

(航空課程のみ)

最終合格発表日…

2027年1月14日(木)

(航空課程のみ)

2. 海上保安大学校学生採用試験(2027年4月採用、高卒程度)

(1) 受付期間

8月20日(木)～9月7日(月) ※インターネット受付

(2) 試験日

第1次試験日…10月24日(土) 及び10月25日(日)

第2次試験日…12月11日(金)

最終合格発表日…

2027年1月14日(木)

【問合せ】第十管区海上保安本部総務部人事課

☎0999-250-9800

海上保安庁 採用



自衛官募集中

自衛官補などの募集を受け付けております。詳しくは、人吉地域事務所までお問合せ願います。

【問合せ】自衛隊熊本地方協力本部 人吉地域事務所

☎0966-22-4704

お詫びと訂正

「広報さがら」令和8年5月号の一部に誤りがありましたのでお詫びして訂正します。

【誤】香典返し(3月分)

柏原 政廣さん

【正】香典返し(3月分)

柏原 政廣さん

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について

～ご遺族の皆さま、特別弔慰金の手続きはお済ですか？～

請求期限が過ぎると、第十二回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、請求漏れがないよう十分ご注意ください。

【請求期間】

令和7年4月1日(火) から令和10年3月31日(金)まで

【支給対象者】

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日(基準日)時点において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

- 1 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有しているなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4 上記1から3以外の戦没者等の3親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○特別弔慰金の支給対象となる遺族は、戦没者等の死亡当時に生まれていたことが要件となります。

【支給内容】

額面27万5千円、5年償還の記名国債

【請求窓口・問い合わせ】

事前にお電話で日時の予約をしてからお越しいたきますようお願いいたします。

保健福祉課 福祉係 ☎0966-35-1032

6月の 行事予定

変更になる場合も
あります。



6月は村県民税1期、固定資産税1期、介護保険料3期の納付月です。納め忘れのないよう便利な口座振替のご利用を！

1	月	ちゃちゃクラブ 特設人権相談(ふれあいセンター 10:00~15:00)	★
2	火		
3	水	2歳児育児学級(R5.7~9月生)	
4	木		
5	金	健康運動教室(総合体育館 14:00~)	
6	土		
7	日		
8	月	ちゃちゃクラブ	★
9	火	7か月児育児学級(R7.11月生・山江会場)	
10	水		
11	木		
12	金		
13	土	郡体(ソフトボール)	
14	日	郡体(ソフトボール)	
15	月	ちゃちゃクラブ	★
16	火	狂犬病予防注射	
17	水		
18	木	3~4か月児健診(R8.2月生・山江会場)	
19	金	健康運動教室(総合体育館 14:00~)	
20	土		
21	日	郡体(陸上)	
22	月	ちゃちゃクラブ	★
23	火	1歳6か月児健診(R6.9~10月生) 3歳児健診(R4.11~12月生)	
24	水		
25	木		
26	金		
27	土		
28	日	郡体(剣道)	
29	月	ちゃちゃクラブ	★
30	火		
31	水		

★総合体育館休館日

小児科在宅当番医 6月

- 7日(日) 堤病院附属九日町診療所小児科 0966-22-2251
- 14日(日) 人吉医療センター小児科 0966-22-2191
- 21日(日) 公立多良木病院小児科 0966-42-2560
- 28日(日) 増田クリニック小児科 0966-22-3570

相良村の人口と世帯

4月末現在 世帯数: 1,574 (+6)
 男: 1,858 (-8)
 女: 2,024 (+12)
 計: 3,882 (+4)
 () 内は、先月末との差
 ※外国人住民を含めた集計です。



面積
94.54km²

スマホで広報誌が
読めるアプリ



村の中央を美しい
川辺川が流れる
緑豊かな盆地です。

相良村の公式 LINE アカウント

相良村では公式 LINE アカウントを開設し、様々な
情報発信をしています。ぜひ登録をお願いします。

フィーチャー・フォン
(ガラケー) の場合



PC・スマホの場合



相良村 Instagram

さがらムーブ
Follow Me!



相良村 Facebook

チェック
してみてください!



香典返し (4月分)

赤坂	西川	古川	白石	桑原	柿山	森口	愛甲	石本	笹淵
鈴子さん	邦子さん	十市さん	克己さん	隆行さん	順子さん	良子さん	一雄さん	則廣さん	理恵さん
故	故	故	故	故	故	故	故	故	故
赤坂	西講和治	古川	白石	桑原	原口アサ子	森口美喜夫	愛甲良子	石本ふぢ美	笹淵 陽子
光則	(松馬場)	十吉	春子	チカ	(松葉)	(永江)	(下四浦)	(松葉)	(上園)
(松葉)		(井沢)	(中央)	(平原)					

編集後記

一番茶の季節を迎え、北小学校の児童が茶摘みを体験しました。茶畑に並び一枚一枚丁寧に摘み取る姿が印象的でした。私自身も、改めて地域の産業の魅力や大切さを感じる機会となりました。

岡本 空大



相良村物価高騰生活者支援商品券 (第8弾)を配付します!

エネルギー、食料品価格等の物価高騰への対策として、村民の生活支援及び村内事業所の活性化を図るため、1人あたり20,000円分の「相良村物価高騰生活者支援商品券」を配付します。この事業は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。



対象者 令和8年4月末現在において相良村住民基本台帳に登録されている方
(世帯全員分を世帯主宛てに郵送)

配布内容 1人あたり20,000円分応援券(500円×20枚×2冊)
①村内のみで利用できる商品券(10,000円分)
②村外・村内どちらでも利用できる商品券(10,000円分)

利用期間 令和8年7月1日(水)～令和8年12月31日(木)まで

発送予定日 令和8年6月中に順次ゆうパックにて配達予定

今回は
村外事業所でも
使える商品券
を含みます。

対象店舗や利用にあたっての注意事項など、
詳しくは村ホームページをご覧ください。



【問い合わせ】企画商工課 商工観光係 ☎ 0966-35-1036